

## 委託契約書

- 1 事業年度・番号 令和 7 年度 第 58 号
- 2 委託業務の名称 橋本市立小・中学校における ICT 活用推進委託業務
- 3 委託業務の場所 橋本市 市内一円 地内
- 4 履行期間 契約日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日まで  
授業支援システム等提供期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで  
学校 DX 推進アドバイザ配置期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 委託金額 ￥ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥円)
- 6 契約保証金額 ￥ 円

上記委託業務について、橋本市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

所 在 地 橋本市東家一丁目 1 番 1 号  
(発注者)  
氏 名 橋本市長 平 木 哲 朗

所 在 地  
(受注者) 商号又は名称  
代表者氏名

### (総則)

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書（金額を記載しない設計書、図面および現場説明書を含む。以下同じ。）に基づき、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託金額をもって、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 この契約書の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第26条の規定に基づき、発注者及び受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申し立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 7 第1項の仕様書に明示されていないもの、または明示されていても疑義があるものは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

### (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむをえない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

### (提出書類)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし発注者がその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。
- 2 受注者は、発注者が委託金額内訳明細書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、委託業務に着手した日から5日以内に委託業務着手届を発注者に提出するものとする。

### (契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### **(権利義務の譲渡等)**

- 第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、この契約の目的物（業務成果品をいう。以下同じ。）を第三者に譲渡し、または貸与してはならない。
- 3 発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、またはこれを使用するに当たりその内容等を変更することができる。

#### **(再委託等の禁止)**

- 第6条 受注者は、この契約の履行について、委託業務の全部または大部分を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし一部の場合において、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

#### **(業務の調査等)**

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、または報告を求めることができる。
- 2 発注者は、この契約による業務成果品の一部を必要としたときは、受注者に対してその提出を求めることができる。

#### **(特許権等の使用)**

- 第8条 受注者は委託業務の実施にあたって、特許権その他、第三者の権利の対象となる施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### **(監督職員・管理技術者)**

- 第9条 発注者は、この契約の履行について監督し、もしくは指示する監督職員を定め、また受注者は、委託業務履行の技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、それぞれ相手方に通知するものとする。

#### **(業務内容の変更等)**

- 第10条 発注者は、やむを得ない事情があるときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額、履行期間等を変更す

る必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、賠償額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (履行期間の延長)

第11条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の不当な理由により履行期間内に委託業務を完成することができないときは、発注者に対してその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

#### (損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 委託業務の引渡し前に、委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担するものとする。

#### (検査および引渡)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して実績報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行なうものとする。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、この契約の目的物について補正を求められたときは受注者は遅滞なく当該補正を行ない、発注者に補正完了の報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、前項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡すものとする。

#### (委託料の支払)

第14条 業務委託料の支払は、契約書の頭書記載の委託金額を末尾記載の委託料支払表の支払金額のとおり委託者は受託者に支払うものとする。

- 2 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって委託金額の支払を請求するものとする。
- 3 発注者は、前項の支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金額を支払うものとする。
- 4 本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、発注者は、本契約を変更することなく委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うことができるものとする。

#### (履行遅滞の場合における違約金)

第15条 受注者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金は、委託金額からすでに検査に合格し引渡を完了した目的物に相応する契約代金を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.50パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰する理由により、第14条による委託金額の支払が遅れた場合においては受注者は、遅延日数に応じ年2.50パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### (発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内または、履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完成する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに所定の着手時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第5条第1項または第2項に違反したとき。
- (4) 公正取引委員会が、受注者にこの契約における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該措置が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (5) 公正取引委員会が、受注者にこの契約における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (6) 公正取引委員会が受注者にこの契約における違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (7) 受注者（受注者が法人の場合に合っては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約等の契約にあたり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約等の契約の相手方とした場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（9）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 発注者は、前項により契約を解除したときは、委託業務の出来形部分で検査に合格したものは、発注者の所有とし当該部分に対する委託金額を支払うものとする。

#### （解約による違約金）

第17条 受注者の責に帰すべき理由により発注者が契約を解除したときは、受注者は委託金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに発注者に納付しなければならない。

#### （受注者の解除権）

第18条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（1）第10条第1項により委託業務の内容を変更したため委託代金額が3分の2以上減少したとき、または中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

（2）発注者が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。

2 前項により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合においてその賠償額は、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

#### （天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第19条 契約締結後において、天災事変その他不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議のうえ、委託料その他の契約内容を変更することができる。

#### （契約不適合責任）

第20条 発注者は、業務成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引き渡し、不足品の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追

完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求(以下「減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が発注者の供した材料の性質又は発注者の指示によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指示が不適当であることを通知しなかつたときは、この限りではない。
- 5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

#### (違約金等)

第21条 受注者が、この契約に基づく違約金または賠償金を、発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から、受注者の支払日までの日数につき、年2.50パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、尚不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.50パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### (秘密の保持)

第22条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (個人情報等の取扱い)

第23条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

#### (債務負担行為に係る契約の特則)

第24条 債務負担行為に係る契約については、各会計年度における委託金額の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度	0円
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

- 2 発注者は、予算上の都合、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合その他の必要があるときは、この契約を変更することなく、

前項の支払限度額を変更することができる。

**(情報通信の技術を利用する方法)**

第25条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

2 前項の規定は、発注者が書面により行わなければならないことを指示した書類には適用しない。

**(紛争の解決)**

第26条 この契約書の各条項において発注者受注者協議して定めるものにつき、協議がとのわない場合、その他この契約に関して発注者受注者間に紛争が生じた場合には、発注者受注者協議により選任したものがあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者受注者協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

**(補則)**

第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

# 業務委託料支払予定表

＜年度別支払金額＞

支払年度	支払金額（税込み）
令和8年度	
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	
令和12年度	
合計	

＜年度別支払明細＞

【令和8年度】

支払月	支払金額（税込み）
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	

【令和9年度】

支払月	支払金額（税込み）
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	

【令和10年度】

支払月	支払金額（税込み）
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	

【令和11年度】

支払月	支払金額（税込み）
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	

【令和12年度】

支払月	支払金額（税込み）
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	